## 給与所得者等再生による再生計画認可

**令和８年（再ロ）第２号**

東京都八王子市鑓水2025番地アゼリアＢ棟201号

再生債務者　三好　康智

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（再ロ）第３号**

大分市三佐４丁目４番７―305号　コンセールＮＫ

再生債務者　名取　幸子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月７日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（再ロ）第１号**

鹿児島県霧島市隼人町姫城二丁目28番地１

再生債務者　石村　　保

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　令和８年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年10月８日

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

## 所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和８年（チ）第５号**

熊本県山鹿市菊鹿町山内242番地3

申立人　栗原　次博

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）鹿本郡菊鹿町大字上内田211番地

所在等不明共有者　吉里　長太

届出期間満了日　令和9年1月22日

令和8年10月1日

熊本地方裁判所　　山鹿支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　山鹿市菊鹿町山内字葭ケ迫

地番　813番１

地目　山林

地積　1780平方メートル

（所在等不明共有者　　持分10分の１）

２　所在　山鹿市菊鹿町山内字葭ケ迫

地番　813番2

地目　公衆用道路

地積　310平方メートル

（所在等不明共有者　　持分10分の１）

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第１６号**

愛知県瀬戸市品野町4丁目238番地

申立人　戸田　恵美

最後の住所　愛知県瀬戸市西権現町56番地

所有者　亡柚木仁相続財産

届出期間満了日　令和8年12月1日

令和8年10月2日

名古屋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　瀬戸市西権現町

地番　56番

地目　宅地

地積　124.39平方メートル

**令和８年（チ）第４号**

熊本県山鹿市名塚542番地

申立人　鹿子木　繁

住所・居所　不明

（不動産登記記録上の住所）記載なし

（最後の住所）山鹿市大字下吉田394番地

所有者　西川　知尾

届出期間満了日　令和8年11月24日

令和8年10月2日

熊本地方裁判所　　山鹿支部

（別紙）　物　件　目　録

所在　山鹿市名塚字七浦

地番　30番34

地目　畑

地籍　96平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

**令和８年（チ）第３０３６号**

東京都大田区本羽田１丁目８番16号

申立人　竹内　範行

住所・居所　不明

（亡増田智惠子の最後の住所）東京都大田区本羽田１丁目８番11号

（不動産登記記録上の亡増田壽一の住所）なし

所有者　（不動産登記記録上の所有者亡増田壽一及び亡増田イト承継人）亡増田智惠子相続財産

届出期間満了日　令和８年11月30日

令和８年９月30日

東京地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録

所在　　大田区本羽田１丁目１２３番地

家屋番号　１２３番

種類　　居宅

構造　　木造スレート葺平家建

床面積　　２３．１４平方メートル

（未登記の増築部分２８．８７平方メートルを含め、５２．０１平方メートル）

**令和８年（チ）第４号**

和歌山県田辺市学園１２番１４号

申立人　榎本　陽子

住所・居所　不明

（最後の住所）和歌山県田辺市新庄町３７１番地

所有者　亡岩本英樹相続財産

届出期間満了日　令和８年１２月１８日

令和８年１０月２日

和歌山地方裁判所田辺支部

（別紙）　物　件　目　録

１　所在　田辺市新庄町字東橋谷３７１番地１

家屋番号　３７１番１

種類　事務所

構造　木造スレート葺平家建

床面積　２７．２７平方メートル

附属建物

符号　１

種類　物置

構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積　１３．２２平方メートル

符号　２

種類　居宅

構造　木造瓦葺平家建

床面積　６４．４６平方メートル

２　所在　田辺市新庄町字東橋谷３７１番地１、３７１番地２、３６８番地２

家屋番号　未登記につきなし

種類　居宅

構造　木造瓦葺平家建

床面積　１６３．０２平方メートル

## 警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

令和８年10月19日　　警察共済組合

就職　理事（非常勤）　安枝　　亮

退職　理事（　〃　）　今井　宗雄

以上　令和８年８月24日付

就職　理事（非常勤）　山﨑　洋平

退職　理事（　〃　）　河原　雄介

以上　令和８年８月31日付

就職　監事（非常勤）　石井　啓介

就職　〃（　〃　）　山口　　博

退職　〃（　〃　）　森下　元雄

退職　〃（　〃　）　松下　　徹

以上　令和８年９月16日付